

名古屋栄養専門学校学校関係者評価委員会規定

(目的)

第1条 この規定は、名古屋栄養専門学校における学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、学校評価とは、学校教育法第42条及び学校教育法施行規則第66条に規定する自己評価並びに同法第43条及び同法施行規則第67条に規定する学校関係者評価をいう。

(設置)

第3条 名古屋栄養専門学校は、より実践的な職業教育の質を確保するため、教育活動に関する意見交換等を通じて、自己評価の結果を評価する事を目的とした委員会を置く。

(所掌事項)

第4条 委員会は、自己評価の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 学校評価の基本方針及び実施体制並びに実施方法の制定・改廃に関すること
- (2) 学校評価の評価基準項目に関すること
- (3) 学校評価結果に基づく改善策の提案に関すること
- (4) その他学校評価の実施について必要な事項に関すること

(委員の構成)

第5条 委員会は、3名以上とし、次に掲げる区分から校長が委嘱する。

- (1) 関係業界等関係者
- (2) 卒業生
- (3) 保護者
- (4) 教育に関する有識者
- (5) その他校長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

第6条 委員会に委員長を置く。

2 関係者委員会は、校長が招集し、委員長がその運営にあたる。

3 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職

務を代理する。

- 4 委員会の会議は、委員総数の過半数をもって成立する。
- 5 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって行う。

(報酬)

第7条 委員会委員の報酬及び費用弁償については、本校が定める基準により支払う。

(その他)

第9条 本規定に定めるものほか本校の学校評価に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

学校関係者評価委員会委員名簿

氏名	所属	
上原 正子	公益社団法人 愛知県栄養士会副会長	職能団体
外山 友之	メーキュー株式会社人事部部長	企業等役員
柴田 充代	ヤトウ病院 管理栄養士	卒業生